

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の基本理念を、本計画の基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参加する機会が確保されること

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと

2 基本目標

本計画は、次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組めます。

I 男女共同参画の意識づくりと環境整備

男女が、性別による差別的扱いを受けず、自ら望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別による固定的役割分担意識の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

II 男女の人権尊重と暴力の根絶

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

また、男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

III あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が、性別にかかわらず個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた

■ 家庭では ■

男性も、女性も、大人も、子どもも、一人一人の人権が尊重され、ふれあいのある家庭を築いています。また、一人一人が家事、子育て、介護などを協力しながら、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。

■ 学校では■

男女とも一人一人が思いやりの意識と人権を尊重する教育が行われ、自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。また、進学や就職に際しては、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

■ 地域では■

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、男性も、女性も、高齢者も、若者も、一人一人の考え方や人権が尊重され、自治会・子ども会などの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。また、地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、お互いを尊重し、役割と責任を担うことにより、住みよい地域づくりに貢献しています。

■ 職場では■

雇用機会や待遇などでの男女格差が解消され、男女ともに個性や能力を十分に発揮しています。男女がともに育児休業や介護休業を積極的に利用し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現により、ゆとりと充実感を持っていきいきと働いています。

4 計画の体系

